

災害時におけるライフラインの停止や避難に備えて

備蓄品や非常持出品を準備しましょう

突然やってくるさまざまな災害。地震や風水害などの大規模な災害が発生した場合、電気やガス、水道などのライフラインがストップしてしまう恐れがあります。そのようなとき、復旧に時間がかかることもあるため、食料品や飲料水などを備蓄しておくことが安心です。

また、いざというときの避難の際にあわてることのないよう、普段から非常時の持ち出し品を用意しておくことも大切です。

非常備蓄品

ライフラインの復旧や、救援が来るまでの生活を支える必需品です。最低3日分の飲料水と食料品（非常食）は備えておきましょう。

↳非常備蓄品の例

- 飲料水（一人1日3リットルを目安に最低3日分を備蓄）
- 食料品（レトルト食品、アルファ米、缶詰など非常食3日分を含む数日分を備蓄）
- 燃料（卓上コンロ、固形燃料、予備のガスボンベなど）
- 毛布、タオルケット、寝袋など
- 簡易トイレ
- 洗面用品（ドライシャンプー、せっけんなど）
- 鍋、やかん



- 簡易食器（わりばし、紙コップなど）
- ラップ、アルミホイル
- トイレットペーパー、ウェットティッシュなど
- ※ 飲料水とは別に、物を洗ったり、トイレを流したりするための水も必要です。日頃から水道水を入れたポリタンクを用意する、お風呂の水をいつもはたっておくなどの備えをしておきましょう。

非常持出品

避難するときに持ち出す最低限の必需品です。避難時に両手が見えなくなるリュックサックなどにつめ、すぐに持ち出せるよう準備しておきましょう。

↳非常持出品の例

- 飲料水
- 非常食（乾パン、缶詰など）
- 携帯ラジオ（予備の電池）
- 懐中電灯（予備の電池）
- ろうそく
- ヘルメット、防災ずきん
- ライター、マッチ
- ナイフ、缶切りなど
- ティッシュ
- タオル
- ビニール袋
- 衣類（防寒用含む）
- 軍手

- 救急医療品
- 常備薬
- 貴重品
- 現金
- 健康保険証のコピー
- ※ 乳児のいる家庭はミルクや紙おむつ、ほ乳びんなども用意しておきましょう。



◎ 家族構成にあった品物と量を考えて用意しましょう。また、定期的な点検することも忘れずに。

問 総務課 自治振興担当

☎ 内線 214

防災行政無線が聞こえないときや、聞き取りにくい場合は

24時間以内に放送された防災行政無線の放送内容を電話で聞くことができます。

越生町防災行政無線テレホンサービス（通話料無料）

☎ 0800-800-8099

※ 放送の終了後から利用できます。（時差放送の場合は、最後の放送の終了後）
 ※ 同時に3名以上は利用できません。

災害時要援護者支援制度

災害時要援護者支援制度とは、障がい者や高齢者など災害発生時に自力で避難することが困難な方を、ご近所など地域の力をお借りして支援する制度です。

●災害時要援護者の対象者

災害時において地域での支援を希望する次のいずれかに該当する方であつて、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断または避難行動を自ら行うことが困難な方（家族等の介助により避難に支障がない方を除く。）で、支援を受けるために必要な自己に関する個人情報を提供することに同意した在宅の方を対象とします。

- ①介護保険における要介護認定3以上の方
- ②身体障がい者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級および2級の方
- ③療育手帳の交付を受けており、障がいの程度が㉔判定およびA判定の方
- ④精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級の方
- ⑤75歳以上のひとり暮らし高齢者

年齢、高齢者のみの世帯に属する方

- ⑥①～⑤以外で、町長または民生委員等が特に災害時の支援が必要と認めた方

●登録申請について

登録申請書に必要事項を記入し、健康福祉課窓口まで提出してください。登録申請書は健康福祉課および総務課窓口や町のホームページからダウンロードできます。

※登録された方の情報は、消防組合などの関係機関のほか、民生・児童委員や区へ提供し、支援活動に活用します。

●登録にあたって

災害時における災害時要援護者の支援は、支援する側のボランティア精神に基づくもので、できる範囲内での

支援となります。この制度に登録することで、災害時の支援が必ず保証されるものではありません。

健康福祉課 福祉担当・高齢者支援担当

TEL内線 111・112

総務課 自治振興担当

TEL内線 214



防災行政無線を用いた 全国一斉緊急情報伝達試験

町では、地震・津波や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム（J・A・L・E・R・T）から送られてくる国からの緊急情報を、町の防災行政無線を用いて確実にみなさんへお伝えするため、下記のとおり緊急情報の伝達試験を行います。

※J・A・L・E・R・T（ジェイ・アラート）とは、地震・津波や武力攻撃などの災害時に国から送られてくる緊急情報を人工衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステムです。

※当日は、同様の試験が全国的に実施されます。

問 総務課 自治振興担当
TEL内線 214



実施日時 9月12日(水) 午前10時頃および10時30分頃（2回実施）

試験内容 町内43か所に設置している防災行政無線の放送塔から、次の内容が一斉に放送されます。

放送内容 「これは、試験放送です。」×3回
+ 「こちらは、ほうさいおごせです。」
+ 防災行政無線チャイム